

## ○工事等に係る発注見通しに関する事項の公表について

(最終改正：令和7年7月4日)

### 1 公表対象工事等

次に掲げるものとする（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、管理組合の行為を秘密にする必要があるものを除く。）。

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。）第2条第2項に規定する公共工事（以下「工事」という。）で、その予定価格が400万円を超えると見込まれるもの。
- (2) 設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「委託業務」という。）で、その予定価格が200万円を超えると見込まれるもの。

### 2 公表事項

- (1) 情報区分  
新規、変更等
- (2) 種 別  
一般土木、舗装、鋼橋上部、建築、電気、管、塗装、道路清掃、建築設計、土木設計、測量、地質調査、技術資料作成等
- (3) 工事（委託業務）名称  
発注する際の予定される工事（委託業務）名
- (4) 工事（委託業務）場所  
市町村名
- (5) 工事（委託業務）概要（当初、変更）  
工事（業務）概要とする。変更があった場合は、変更の概要を公表する。
- (6) 発注予定時期（当初、変更）  
入札予定月とする。変更があった場合は、変更入札予定月を公表する。
- (7) 工期（業務期間）  
月を単位とする必要工期
- (8) 概算工事（委託）費  
次の区分を基本とする。  
ア 5億円以上は、1億円を単位とする概算額  
イ 1千万円以上5億円未満は、1千万円を単位とする概算額  
ウ 1千万円未満は、百万円を単位とする概算額
- (9) 入札及び契約の方法  
制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約等
- (10) 設定工期  
フレックス等
- (11) 総合評価方式  
簡易型（施工計画）、簡易型（施工実績）等

### 3 公表時期

4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後、遅滞なく当該年度における2に掲げる事項を公表するものとする。

また、少なくとも、第2四半期経過後、公表した工事及び委託業務（以下「工事等」と

いう)に係る発注見直しに関する事項について見直し、遅滞なく当該見直し後の2に掲げる事項を公表するものとする。

なお、補正予算に係る工事等の2に掲げる事項については、当該予算が成立後、遅滞なく公表するものとする。

#### **4 公表方法**

管理組合の閲覧場所において、別記様式を標準として閲覧に供するものとする。

#### **5 公表期間**

当該年度の3月31日まで、公表するものとする。

#### **6 公表した内容に関する問い合わせの取扱い**

(1) 公表した事項についての問い合わせに対しては、閲覧の方法により公表している旨を伝えるものとする。ただし、閲覧の方法と併せて、当該事項をインターネット等他の方法によっても公表している場合にあつては、その旨も伝えるものとする。

(2) 公表していない事項についての問い合わせに対しては、応じないものとする。ただし、当該事項が他の定めにより公表されている場合にあつては、その旨を伝えるものとする。

#### **7 留意事項**

(1) この内規により公表の対象となる事項が法令等の規定により公表することができないものとされている場合にあつては、当該法令等の規定によるものであること。

(2) 公表の対象とならない工事等にあつても、管理者が公表の必要があると認めるときは、公表を妨げるものではないこと。